

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表156の項を次のように改める。

156	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく、飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産	飲食店営業許可申請手数料		1件につき	1万6,000円	現に営業の許可を受けている者がその有効期間の満了に際し当該許可の期間に引き続き期間について同一の営業の許可の申請をする場合の手数料の額は、手数料の名称の欄に掲げる手数料に 応
		調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料		1件につき	9,600円	
		食肉販売業許可申請手数料		1件につき	9,600円	
		魚介類販売業許可申請手数料		1件につき	9,600円	
		魚介類競り売り営業許可申請手数料		1件につき	2万1,000円	
		集乳業許可申請手数料		1件につき	9,600円	
		乳処理業許可申請手数料		1件につき	2万1,000円	
		特別牛乳搾取処理業許可申請手数料		1件につき	2万1,000円	
		食肉処理業許可申請手数料		1件につき	2万1,000円	
		食品の放射線照射業許可申請手数料		1件につき	2万1,000円	
		菓子製造業許可申請手数料		1件につき	1万4,000円	
		アイスクリーム類製造業許可申請手数料		1件につき	1万4,000円	

製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業又は添加物製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に10分の8を乗じて得た額とする。
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	水産製品製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	液卵製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき	1万6,000円	
	酒類製造業許可申請手数料	1件につき	1万6,000円	
	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき	1万4,000円	
	納豆製造業許可申請手数料	1件につき	1万4,000円	
	麺類製造業許可申請手数料	1件につき	1万4,000円	
	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき	3万円	
	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき	2万1,000円	
	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき	3万円	
漬物製造業許可申請手数料	1件につき	1万4,000円		

		請手数料		つき	
		密封包装食品製造業許可申請手数料		1 件につき	2 万1,000円
		食品の小分け業許可申請手数料		1 件につき	1 万4,000円
		添加物製造業許可申請手数料		1 件につき	2 万1,000円

別表220の項の次に次のように加える。

220 の2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料		1 件につき	1 万1,000円	
220 の3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料		1 件につき	1 万1,000円	
220 の4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局	専門医療機関連携薬局認定申請手数料		1 件につき	1 万1,000円	

	の認定の申請に対する審査					
220 の5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料		1件につき	1万1,000円	

別表221の項中「226の項まで、228の項及び235の18の項から235の21の項まで」を「225の項まで、226の項、228の項及び235の20の項から235の23の項まで」に、「228の項まで、230の項から232の項まで」を「225の2の項まで、226の項から232の項まで」に、「及び235の18の項から235の25の項まで」を「、235の20の項から235の23の項まで及び235の28の項から235の31の項まで」に、「228の項まで、235の15の項及び235の18の項から235の21の項まで」を「225の2の項まで、226の項から228の3の項まで、235の15の項及び235の20の項から235の23の項まで」に改め、同表222の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表223の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表224の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表225の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

225 の2	医薬品、医療機器等の品質、有	医薬品、医薬部外品又は化粧品を保		1件につき	2万9,400円	
-----------	----------------	------------------	--	-------	----------	--

	効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品（動物用医薬品及び動物用医薬部外品を除く。次項、235の24の項及び235の25の項において同じ。）又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	管のみを行う製造所登録申請手数料			
225 の3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料		1件につき	2万200円

別表227の項中「同条第13項」を「同条第15項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第26条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 （動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。）	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

を

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第25条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

係る調査 (動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。)			
医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 第14条第 8項に規 定する医 薬品又は 医薬部外 品の区分 を定める 省令(令 和3年厚 生労働省 令第17 号)第2 条第6号 に規定す る区分の 製造に係 る調査 (動物用 医薬品及 び動物用 医薬部外	1件に つき	1万4,300円	

に、

品の製造に係るものを除く。)			
----------------	--	--	--

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬品の製造に係るものを除く。）	1回につき	2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額	
--	-------	--------------------------------------	--

を

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	1回につき	2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額	
-------------------------------------	-------	--------------------------------------	--

<p>第25条第1項第5号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬品の製造に係るものを除く。）</p>			
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第6号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬品及び動物用</p>	<p>1回につき</p>	<p>2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	

に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1

医薬部外品の製造に係るものを除く。)			
--------------------	--	--	--

号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1件につき	1万4,300円	
--	-------	----------	--

を

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確	1件につき	1万4,300円	
-------------------------	-------	----------	--

<p>保等に関する法律 施行規則 第25条第 2項第3 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 (動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)</p>			
<p>医薬品、 医療機器 等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律 第14条第 8項に規定する医薬品又は 医薬部外 品の区分 を定める 省令第2 条第6号 に規定す る区分の 製造に係 る調査</p>	<p>1件に つき</p>	<p>1万4,300円</p>	

に、

(動物用 医薬品及 び動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)			
--	--	--	--

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第26条第 2項第3 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 (動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)	1回に つき	2万8,100円と 1,200円に申請 する品目の数 を乗じて得た 額との合計額	
--	-----------	--	--

を

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安	1回に つき	2万8,100円と 1,200円に申請 する品目の数 を乗じて得た 額との合計額	
-------------------------------------	-----------	--	--

<p>全性の確保等に関する法律施行規則第25条第2項第3号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）</p>				
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第6号に規定する区分の</p>	<p>1回につき</p>	<p>2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>		<p>に改め、同表228の項中「第14条第13項」を「第14条</p>

製造に係る調査 (動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。)			
---	--	--	--

第15項」に改め、同項の次に次のように加える。

228 の2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査	医薬品区分 適合性確認 申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第3号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1回につき	10万5,000円に、2,700円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額
			医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第4号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品	1回につき	6万2,700円に、2,000円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額

		の製造に係るものを除く。)			
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第5号又は第6号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。)	1回につき	2万8,100円に、1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額	
	医薬部外品区分適合性確認申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第3号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。)	1回につき	10万5,000円に、2,700円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額	
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第4号に規定する	1回につき	6万2,700円に、2,000円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じ	

			区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）		て得た額を加算した額	
			医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第5号又は第6号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1回につき	2万8,100円に、1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額及び1万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額	
228 の3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査	医薬品変更計画確認時適合性確認申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第1項第3号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品の製造に係るものを除く。）	1件につき	5万3,100円	
			医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第1項第4号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品の製造に係るものを除く。）	1件につき	3万1,600円	

		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第1項第5号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品の製造に係るものを除く。）	1件につき	1万4,300円	
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第6号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1件につき	1万4,300円	
	医薬部外品 変更計画確認 時適合性 確認申請手 数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第2項第1号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1件につき	5万3,100円	
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第2項第2号に	1件につき	3万1,600円	

		規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）			
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第25条第2項第3号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1件につき	1万4,300円	
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第6号に規定する区分の製造に係る確認（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1件につき	1万4,300円	

別表229の項中「235の22の項から235の25までの項」を「235の28の項から235の31の項まで」に改め、同表230の項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表233の項中「以下次項、235の26の項及び235の27の項」を「次項、235の32の項及び235の33の項」に改め、同表234の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同表235の9の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表235の11の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表235の12の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同表235の14の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表235の15の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第26条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 （動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。）	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

を

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第25条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

係る調査 (動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。)			
医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 第14条第 8項に規 定する医 薬品又は 医薬部外 品の区分 を定める 省令第2 条第6号 に規定す る区分の 製造に係 る調査 (動物用 医薬品及 び動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)	1件に つき	1万4,300円	

に、

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第26条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 (動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。)	1回に つき	2万8,100円と 1,200円に申請 する品目の数 を乗じて得た 額との合計額	
--	-----------	--	--

を

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第25条第 1項第5 号に規定 する区分 の製造に	1回に つき	2万8,100円と 1,200円に申請 する品目の数 を乗じて得た 額との合計額	
--	-----------	--	--

係る調査 (動物用 医薬品の 製造に係 るものを 除く。)			
医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 第14条第 8項に規 定する医 薬品又は 医薬部外 品の区分 を定める 省令第2 条第6号 に規定す る区分の 製造に係 る調査 (動物用 医薬品及 び動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)	1回に つき	2万8,100円と 1,200円に申請 する品目の数 を乗じて得た 額との合計額	

に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1

号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第26条第 2項第3 号に規定 する区分 の製造に 係る調査 (動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

を

医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 施行規則 第25条第 2項第3 号に規定	1件に つき	1万4,300円	
--	-----------	----------	--

<p>する区分 の製造に 係る調査 (動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)</p>			
<p>医薬品、 医療機器 等の品 質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 第14条第 8項に規 定する医 薬品又は 医薬部外 品の区分 を定める 省令第2 条第6号 に規定す る区分の 製造に係 る調査 (動物用 医薬品及 び動物用 医薬部外 品の製造</p>	<p>1件に つき</p>	<p>1万4,300円</p>	

に、

に係るものを除く。)			
------------	--	--	--

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）	1回につき	2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額	
--	-------	--------------------------------------	--

を

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	1回につき	2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額	
-------------------------------------	-------	--------------------------------------	--

<p>第25条第2項第3号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬部外品の製造に係るものを除く。）</p>			
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の区分を定める省令第2条第6号に規定する区分の製造に係る調査（動物用医薬品及</p>	<p>1回につき</p>	<p>2万8,100円と1,200円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	

に改め、同表235の16の項中「第1条の5第1項」を

び動物用 医薬部外 品の製造 に係るも のを除 く。)			
--	--	--	--

「第2条の3第1項」に改め、同表235の17の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表235の38の項を同表235の44の項とし、同表235の35の項から235の37の項までを6項ずつ繰り下げ、同表235の34の項中「の再交付」を「の交付」に、「登録販売者試験合格証明書再交付手数料」を「登録販売者試験合格証明書交付手数料」に改め、同項を同表235の40の項とし、同表235の33の項を同表235の39の項とし、同表235の22の項から235の32の項までを6項ずつ繰り下げ、同表235の21の項を同表235の23の項とし、同項の次に次のように加える。

235 の24	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録証書換え交付手数料		1件につき	2,000円	
235 の25	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録	医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録証再交付手数料		1件につき	2,900円	

	証の再交付					
235 の26	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書換え交付	基準確認証書換え交付手数料		1件につき	2,000円	
235 の27	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付	基準確認証再交付手数料		1件につき	2,900円	

別表235の20の項を同表235の22の項とし、同表235の19の項を同表235の21の項とし、同表235の18の項を同表235の20の項とし、同表235の17の項の次に次のように加える。

235 の18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局認定証書換え交付手数料		1件につき	2,000円	
		専門医療機関連携薬局認定証書換え交付手数料		1件につき	2,000円	
235 の19	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	地域連携薬局認定証再交付手数料		1件につき	2,900円	
		専門医療機		1件に	2,900円	

る法律施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	関連連携薬局認定証再交付手数料		つき		
---	-----------------	--	----	--	--

別表424の6の項中

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
-----------------------	-------	-----

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円

に、「300平方メートル

を」を「1,000平方メートルを」に、

8万8,000円
13万9,000円
17万6,000円

を

8万7,000円
13万7,000円
17万4,000円

に、

22万円

21万7,000円

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	12万円
-----------------------	-------	------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	11万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14万9,000円

に、「19万8,000円」を「19

万5,000円」に、「30万8,000円」を「30万4,000円」に、「39万6,000円」を「39万円」に、「47万3,000円」を「46万6,000円」に、「55万1,000円」を「54万3,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては26万5,000円、その他の基準による審査にあつては9万3,000円
-----------------------	-------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては24万6,000円、その他の基準による審査にあつては9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては30万9,000円、その他の基準による審査にあつては12万円

に、「42万2,000円」を「39

万9,000円」に、「15万6,000円」を「15万8,000円」に、「60万1,000円」を「56万9,000円」に、「25万3,000円」を「25万6,000円」に、「73万7,000円」を「70万1,000円」に、「33万円」を「33万4,000円」に、

「86万9,000円」を「82万9,000円」に、「39万7,000円」を「40万2,000円」に、「99万2,000円」を「94万6,000円」に、「46万5,000円」を「47万1,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては26万5,000円、その他の基準による審査にあつては9万3,000円
-----------------------	-------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては24万6,000円、その他の基準による審査にあつては9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては30万9,000円、その他の基準による審査にあつては12万円

に改め、同表424の7の項

中

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
-----------------------	-------	--------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万円

に、「300平方メートル

を」を「1,000平方メートルを」に、

5万3,000円
8万3,000円

5万2,000円
8万2,000円

	を		に、
10万6,000円		10万4,000円	
13万2,000円		13万円	

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6万1,000円
-----------------------	-------	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6万円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	7万6,000円

に、「10万1,000円」を

「10万円」に、

床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	16万3,000円
--	-------	-----------

を

床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	16万円
--	-------	------

に、「21万2,000円」を

「20万9,000円」に、

「
25万4,000円
」

を

「
25万円
」

に、「29万7,000円」を「29万3,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては13万3,000円、その他の基準による審査にあつては4万7,000円
-----------------------	-------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては12万4,000円、その他の基準による審査にあつては4万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては15万6,000円、その他の基準による審査にあつては6万1,000円

に、「21万4,000円」を

「20万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万2,000円」に、「30万9,000円」を「29万3,000円」に、「13万5,000円」を「13万6,000円」に、「38万2,000円」を「36万4,000円」に、「17万8,000円」を「18万1,000

円」に、「45万2,000円」を「43万2,000円」に、「21万5,000円」を「21万8,000円」に、「51万8,000円」を「49万4,000円」に、「あつては25万4,000円」を「あつては25万7,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては13万3,000円、その他の基準による審査にあつては4万7,000円
-----------------------	-------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては12万4,000円、その他の基準による審査にあつては4万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては15万6,000円、その他の基準による審査にあつては6万1,000円

に改め、同表424の8の項

中

<p>特定建築物の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、424の13の項及び</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあつては9万3,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては26万5,000円</p>
<p>（注）3(3)において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあつては15万6,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては42万2,000円</p>

を

			円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあつては25万3,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては60万1,000円

特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万9,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	8万7,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	13万7,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	17万4,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	21万7,000円
特定建築物	床面積の合計が300	1件につき	建築物エネルギー消費性能

<p>(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等</p>	<p>平方メートル以内のもの</p>	<p>き</p>	<p>基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあっては9万4,000円、それ以外に規定する基準による判定にあっては24万6,000円</p>
<p>(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあっては12万円、それ以外に規定する基準による判定にあっては30万9,000円</p>
<p>のをいう。以下この項、次項、424の13の</p>	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方</p>	<p>1件につき</p>	<p>省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定にあっては15万8,000円、そ</p>

に、「33万円」を「33万4,000円」に、「73万7,000円」

項及び (注) 3(3)に おいて 同じ。)	メートル 以内のも の		れ以外に規定 する基準によ る判定にあっ ては39万9,000 円
の用途 に供す る部分 を除い た部分	床面積の 合計が 2,000平方 メートル を超え、 5,000平方 メートル 以内のも の	1件 につ き	省令第1条第 1項第1号口 に規定する基 準による判定 にあつては25 万6,000円、そ れ以外に規定 する基準によ る判定にあつ ては56万9,000 円

を「70万1,000円」に、「39万7,000円」を「40万2,000円」に、「86万9,000円」を「82万9,000円」に、「46万5,000円」を「47万1,000円」に、「99万2,000円」を「94万6,000円」に、「特定建築物の工場等」を「特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等」に、

床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	2万円
---------------------------------------	---------------	-----

を

床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	2万円
床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	2万8,000円

に、

床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、2,000 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	4万円
--	---------------	-----

を

床面積の 合計が 1,000平方 メートル を超え、 2,000平方 メートル 以内のも の	1件 につ き	4万円
--	---------------	-----

に、「10万4,000円」

を「10万3,000円」に、「15万7,000円」を「15万5,000円」に、「19万5,000円」を「19万3,000円」に、「24万2,000円」を「23万9,000円」に改め、同表424の9の項中

<p>特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては4万7,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては13万3,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては8万1,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては21万4,000円</p>

を

特定建築物 (認定建築物 エネルギー消費性能 向上計画に記載された 他の建築物に限る。)の 非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル	1件につき	8万2,000円

	を超え、 1万平方 メートル 以内のも の		
	床面積の 合計が1 万平方メ ートルを 超え、2 万5,000平 方メート ル以内の もの	1件 につ き	10万4,000円
	床面積の 合計が2 万5,000平 方メート ルを超え るもの	1件 につ き	13万円
特定建 築物 (認定 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画に記 載され た他の 建築物 以外の 建築物 に限	床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	建築物エネ ルギー消費性能 基準等を定め る省令(以下 この項におい て「省令」と いう。)第1条 第1項第1号 ロに規定する 基準による判 定にあつては 4万8,000円、 それ以外に規 定する基準に よる判定にあ

に、「13万5,000円」を「13万6,000円」に、「30万9,000

る。)の 非住宅 部分で あつ て、工 場等の 用途に 供する 部分を 除いた 部分			っては12万 4,000円
	床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	省令第1条第 1項第1号口 に規定する基 準による判定 にあつては6 万1,000円、そ れ以外に規定 する基準によ る判定にあつ ては15万6,000 円
	床面積の 合計が 1,000平方 メートル を超え、 2,000平方 メートル 以内のも の	1件 につ き	省令第1条第 1項第1号口 に規定する基 準による判定 にあつては8 万2,000円、そ れ以外に規定 する基準によ る判定にあつ ては20万2,000 円

円」を「29万3,000円」に、「17万8,000円」を「18万1,000円」に、「38万2,000円」を「36万4,000円」に、「21万5,000円」を「21万8,000円」に、「45万2,000円」を「43万2,000円」に、「25万4,000円」を「25万7,000円」に、「51万8,000円」を「49万4,000円」に、「特定建築物の工場等」を「特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等」に、

床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	1万1,000円
---------------------------------------	---------------	----------

を

床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	1万1,000円
床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	1万6,000円

に、

床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、2,000 平方メー トル以内 のもの	1件 につ き	2万3,000円
--	---------------	----------

を

床面積の 合計が 1,000平方 メートル を超え、 2,000平方 メートル 以内のも の	1件 につ き	2万3,000円
--	---------------	----------

に、「6万1,000円」

を「6万円」に、「9万2,000円」を「9万1,000円」に、「11万6,000円」を「11万3,000円」に、「14万3,000円」を「14万1,000円」に改め、同表424の10の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
-----------------------	-------	-----

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円

に、「300平方メートル

を」を「1,000平方メートルを」に、

8万8,000円
13万9,000円
17万6,000円

8万7,000円
13万7,000円
17万4,000円

を

に、

22万円

21万7,000円

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	12万円
-----------------------	-------	------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	11万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14万9,000円

に、「19万8,000円」を

「19万5,000円」に、「30万8,000円」を「30万4,000円」に、「39万6,000円」を「39万円」に、「47万3,000円」を「46万6,000円」に、「55万1,000円」を「54万3,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては26万5,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万3,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては30万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては12万円

に、「42万2,000円」を

「39万9,000円」に、「15万6,000円」を「15万8,000円」に、「60万1,000円」を「56万9,000円」に、「25万3,000円」を「25万6,000円」に、「73万7,000円」を「70万1,000円」に、「33万円」を「33万4,000円」に、「86万9,000円」を「82万9,000円」に、「39万7,000円」を「40万2,000円」に、「99万2,000円」を「94万6,000円」に、「46万5,000円」を「47万1,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては26万5,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万3,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては30万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては12万円

に、「第30条第2項」を

「第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表424の11の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
-----------------------	-------	--------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万円

に、「300平方メートル

を」を「1,000平方メートルを」に、

5万3,000円
8万3,000円

5万2,000円
8万2,000円

	を		に、
10万6,000円		10万4,000円	
13万2,000円		13万円	

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6万1,000円
-----------------------	-------	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6万円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	7万6,000円

に、「10万1,000円」を

「10万円」に、

床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	16万3,000円
--	-------	-----------

を

床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	16万円
--	-------	------

に、「21万2,000円」を

「20万9,000円」に、

「
25万4,000円
」

を

「
25万円
」

に、「29万7,000円」を「29万3,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては13万3,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては4万7,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては12万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては4万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては15万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては6万1,000円

に、「21万4,000円」を

「20万2,000円」に、「8万1,000円」を「8万2,000円」に、「30万9,000円」を「29万3,000円」に、「13万5,000円」を「13万6,000円」に、「38万2,000円」を「36万4,000円」に、「17万8,000円」を「18万1,000円」に、「45万2,000円」を「43万2,000円」に、「21万5,000円」を「21万8,000円」に、「51万8,000円」を「49万4,000円」に、「あつては25万4,000円」を「あつては25万7,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては13万3,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては4万7,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては12万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては4万8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては15万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては6万1,000円

に、「第30条第2項」を

「第35条第2項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表424の12の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
-----------------------	-------	-----

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円

に、「300平方メートルを」を「1,000平方メートルを」に、

8万8,000円
13万9,000円

8万7,000円
13万7,000円

17万6,000円
22万円

を

17万4,000円
21万7,000円

に、

床面積 の合計 が300平 方メー トル以 内のも の	1件 につ き	12万円
---	---------------	------

を

床面積 の合計 が300平 方メー トル以 内のも の	1件 につ き	11万8,000円
床面積 の合計 が300平 方メー トルを 超え、 1,000平 方メー トル以 内のも の	1件 につ き	14万9,000円

に、「19万8,000円」を

「19万5,000円」に、「30万8,000円」を「30万4,000円」に、「39万6,000円」を「39万円」に、「47万3,000円」を「46万6,000円」に、「55万1,000円」を「54万3,000円」に、

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては26万5,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては9万3,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては30万9,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては12万円

に、「42万2,000円」を

「39万9,000円」に、「15万6,000円」を「15万8,000円」に、「60万1,000円」を「56万9,000円」に、「25万3,000円」を「25万6,000円」に、「73万7,000円」を「70万1,000円」に、「33万円」を「33万4,000円」に、「86万9,000円」を「82万9,000円」に、「39万7,000円」を「40万2,000円」に、「99万2,000円」を「94万6,000円」に、「46万5,000円」を「47万1,000円」に改め、同表424の13の項中

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては2万3,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては6万6,000円
-----------------------	-------	---

を

床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては2万4,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては6万2,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては3万円、それ以外に規定する基準による判定にあつては7万8,000円

に、「300平方メー

トルを」を「1,000平方メートルを」に、「4万円」を「4万1,000円」に、「10万7,000円」を「10万1,000円」に、「15万4,000円」を「14万6,000円」に、「8万9,000円」を「9万円」に、「19万1,000円」を「18万2,000円」に、「10万8,000円」を「10万9,000円」に、「22万6,000円」を「21万6,000円」に、「12万7,000円」を「12万8,000円」に、「25万9,000円」を「24万7,000円」に、

床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1 件 につ き	5,000円	を	床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1 件 につ き	5,000円	に、「4万6,000
				床面積の 合計が300 平方メー トルを超 え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1 件 につ き	8,000円	

円」を「4万5,000円」に、「5万8,000円」を「5万6,000円」に、「7万1,000円」を「7万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項から第5項までの規定 公布の日
- (2) 別表424の6の項から424の13の項までの改正規定 令和3年4月1日
- (3) 別表156の項の改正規定及び次項の規定 令和3年6月1日
- (4) 前3号に掲げる規定以外の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の営業の許可を受けている者については、この条例による改正後の静岡県手数料徴収条例（以下「新条例」という。）別表156の項備考の欄の規定は、適用しない。

(準備行為)

- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第12条第7項の申請に係る手数料は、新条例別表220の2の項及び220の4の項の規定の例により徴収することができる。
- 4 改正法附則第12条第9項の申請に係る手数料は、新条例別表225の2の項の規定の例により徴収することができる。
- 5 改正法附則第12条第11項の申請に係る手数料は、新条例別表228の2の項及び228の3の項の規定の例により徴収することができる。